

大規模災害支援活動助成に関する要綱

(令和6年1月1日 地域協働局長決定、最終改正：令和6年4月1日)

(目的)

第1条 この要綱は、市内又は市外で大規模災害が発生した場合に復旧復興活動を行う団体に対する助成について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該助成金の交付に関して必要な事項を定める。

(対象団体)

第2条 助成事業の対象となる団体（以下「団体」という。）は、企画した活動を遂行できる専門性が高く、被災地における支援活動の経験がある団体で、かつ、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内に活動拠点があること

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、役員若しくは実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと

(対象活動)

第3条 助成の対象となる活動（以下「対象活動」という。）は、阪神・淡路大震災の教訓を活かした被災地・被災者支援活動で、かつ、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 団体が自ら企画・提案し、実施する被害を受けた地域（災害救助法適用地域）で行う、復旧・復興を支援するための活動であること

(2) 市又は市の外郭団体から委託・助成金等を受けている活動でないこと

(3) 営利及び学術研究を主目的とした活動でないこと

(4) 宗教的活動又は政治的活動でないこと

(5) 市の基本計画又は事業実施計画に反する活動でないこと

(6) 市民と市民又は市民と市の相互理解と信頼が得られる活動であること

(7) 法令に違反した活動でないこと

(8) 公序良俗に反するなど、補助対象として適当でないと認められる活動でないこと

(対象経費)

第4条 助成事業の対象となる経費は、対象活動に要する経費のうち、被災地と神戸の往復にかかる交通費、バスのチャーター等集団での移送に要する経費、レンタカー借り上

げ費用、ガソリン代、有料道路通行料等のほか、活動に付随して特に必要となる経費を対象とする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、市長が別に定める。

(助成対象期間)

第6条 助成対象期間は、市長が別に定める。

(交付申請)

第7条 助成を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、補助金規則第5条第1項に基づき助成金の交付を申請するときは、市長が別に定める書類を、市長が別に定める期日までに、市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第8条 市長は、補助金規則第6条による助成金の交付決定を行うときは、市長が別に定める書類により申請団体に通知するものとする。

2 市長は、補助金規則第6条第3項による助成金の交付が不適當である旨の通知を行うときは、市長が別に定める書類をもって申請団体に通知するものとする。

3 前二項の場合において、市長は、助成金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(助成事業の変更)

第9条 採択団体は、補助金規則第7条第1項第1号又は第2号に掲げる承認を受けようとするときは市長が別に定める書類を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適當であると認めたときは、その旨を市長が別に定める書類により、採択団体に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第10条 採択団体は、補助金規則第15条に基づき助成事業の実績を報告しようとするときは、市長が別に定める書類を当該助成事業の完了後、速やかに市長に提出しなければならない。

(交付額の確定)

第11条 市長は、補助金規則第16条による助成金の交付額の確定を行ったときは、市長が別に定める書類により、速やかに採択団体に通知するものとする。

(助成金の請求)

第12条 採択団体は、助成金の交付を受けようとするときは、市長が別に定める書類を前条の確定通知を受領後ただちに市長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、市長は速やかに助成金を採択団体に支払うものとする。

(必要な調査等)

第13条 市長は、採択団体に対し、対象活動について必要な調査等を行うことができる。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、補助金規則第19条による助成金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を市長が別に定める書類により当該採択団体に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付を取消した場合において、既に助成金を交付しているときは、期限を定めて助成金を返還させるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年1月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日より施行する。